4　中間処理施設の概要

施設名称	汚泥再生処理センター（番の州浄園）
事業主体	坂出、宇多津広域行政事務組合
所在地	坂出市番の州町10-2、3
敷地面積	約3,300㎡
延床面積	3,086.11㎡ 処理棟　2,460.31㎡ 管理棟・渡り廊下　483.05㎡ 車庫棟・ストックヤード　81.00㎡ 洗車場　61.75㎡
竣工	平成13年3月
処理能力	85kL/日（生し尿　53kL/日，浄化槽汚泥　32kL/日）
処理方式	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式+高度処理設備 受入貯留設備……細目スクリーン+繊維除去装置+スクリュープレス 主処理設備……RU式し尿膜分離高負荷処理方式 高度処理設備……凝集膜分離+活性炭吸着 汚泥処理設備……脱水+乾燥焼却+堆肥化 脱臭設備……高濃度臭気：生物脱臭，焼却脱臭 中濃度臭気：薬液洗浄+活性炭吸着 低濃度臭気：活性炭吸着

5　し尿・浄化槽汚泥処理の流れ

（1）収集運搬体制

生し尿は市直営による定期収集、浄化槽汚泥は許可業者による収集

（2）中間処理計画

収集した生し尿及び浄化槽汚泥は、現在と同様、汚泥再生処理センター（番の州浄園）で中間処理を行う。

（3）最終処分計画

生し尿及び浄化槽汚泥を中間処理した後に発生する脱水汚泥は、汚泥再生処理センター（番の州浄園）で焼却処理が行われ、その焼却残渣は坂出環境センターで埋立処分が行われている。